

武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の公開・運営
に関する確認

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月武蔵野市条例第 5 号）第 6 条ただし書の規定に該当する場合等、連絡協議会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 連絡協議会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「会長」「副」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 連絡協議会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 連絡協議会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

（参考）

武蔵野市情報公開条例
（情報の公表等）

第 6 条 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものの公表又は提供（以下「公表等」という。）をしなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令若しくは条例（以下「法令等」という。）で別段の定めがあるとき又は当該情報が第 9 条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 武蔵野市自治基本条例（令和 2 年 3 月武蔵野市条例第 2 号）第 23 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画その他の市の重要な計画及びその中間段階の案
- (2) 武蔵野市自治基本条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃に係る中間段階の案
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると武蔵野市自治基本条例第 2 条第 2 号に規定する市長等が認める政策、施策、事務事業等の中間段階の案

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるものの報告書及び会議録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民として知るべき最小限の情報及び公表等を行うことが適当と認められる情報